

令和 6 年度名古屋市教育委員会第 8 号議案

名古屋市指定有形文化財の指定について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第 4 号）第 2 条第 1 項の規定により、下記の文化財を名古屋市指定有形文化財に指定する。

記

1 名古屋市指定有形文化財に指定するもの

種 別	名 称	員 数	所在地	所有者
絵 画	絹本著色玉照姫・ 藤原兼平中将画像	2 幅	名古屋市南区笠寺町上 新町 76 番地	宗教法人 泉増院
彫 刻	千手観音菩薩立像	1 軀	名古屋市千種区城山町 1 丁目 47 番地	宗教法人 相應寺
建造物	相應寺本堂・総門・山門	3 棟	同上	

2 指定日（名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例第 2 条第 5 項）

令和 6 年 8 月 8 日

3 今回指定されますと名古屋市指定文化財の総数は 136 件、うち絵画は 19 件、彫刻 8 件、建造物 30 件になります。

（令和 6 年 8 月 7 日提出 生涯学習部文化財保護課）

令和6年 7月31日

名古屋市教育委員会 様

名古屋市文化財調査委員会

委員長 鬼頭 秀明

名古屋市指定有形文化財の指定について(答申)

名古屋市文化財調査委員会に対して名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例第2条第4項の規定により諮問のあった名古屋市指定文化財の指定について調査審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 名古屋市指定有形文化財の指定を可とするもの

種 類	名 称	員数	所 有 者 (申請者)
絵画	絹本著色玉照姫・藤原兼平 中将画像	2 幅	名古屋市南区笠寺町上新町 76 番地 天林山 泉増院 代表役員 横江 政彦
彫刻	千手観音菩薩立像	1 軀	名古屋市千種区城山町 1 丁目 47 番地 相應寺 代表役員 前野 真成
建造物	相應寺 本堂・総門・山門	3 棟	同上

名古屋市指定文化財答申書

1 名称

絹本著色玉照姫・藤原兼平中将画像

2 員数

2 幅

3 種別

絵画

4 所在地

名古屋市南区笠寺町上新町 76 番地
天林山 泉増院

5 所有者

名古屋市南区笠寺町上新町 76 番地
天林山 泉増院 代表役員 横江 政彦

6 現状 (品質・形状・構造・大きさ・地積・由来・沿革など)

素材 絹本著色

法量 玉照姫画像 縦 8 1 . 2 cm 横 4 2 . 5 cm

藤原兼平中将画像 縦 8 1 . 4 cm 横 4 2 . 5 cm

概要

名古屋市笠覆寺十二坊の一つであった天林山泉増院にある玉照姫・藤原兼平画像である。絹本著色の画像各 1 幅で、「藤原兼平中将像」（以下、兼平像と呼称）は向かって左向き、「玉照姫像」は右向きの姿勢で描かれており、筆致や彩色の共通からも同じ絵師の手になるものと思われ、当初より二幅対として制作されたと考えられる。両幅ともに、裏面に「泉増院什物」「当院第八世良應法印 修幅之 正徳四年甲午二月廿八日」とあり、正徳 4(1714)年に第八世良應法印が修理を行ったと解せる。落款・印章はなく、筆者の特定は困難であるが、制作年代は 1714 年以前、画風および、1714 年の時点で修復の必要があったことを考慮すると、17 世紀前半かと推測される。

保存状態

両幅とも画幅面に目立った補修、補彩、補筆箇所は見られない。全体に経年によるシミ、ヤケ、絵絹のウキ、波打ちがあるが、絵絹に大きな破損箇所はない。表装には傷みがあり、上下の虫損、縁の部分の欠損、中廻しの剥がれ、折れがある。いずれも風帯はないが、表具裂に痕跡があるため、両幅とも風帯を伴っていたものと思われる。傷みは特に玉照姫像に顕著であり、披見の機会が多かった状況が推測できる。

制作時期

裏面に「泉増院什物」「当院第八世良應法印 修幅之 正徳四年甲午二月廿八日」とあり、正徳4(1714)年に第八世良應法印が修理を行ったと解せる。修復の具体的な内容は不明であるが、両幅とも表具は同一の仕様となっており、恐らくこの修復の際に新調された表装かと思われる。落款・印章はなく、筆者の特定は困難であるが、玉照姫においては装束の重ね一つ一つの精緻な文様表現、織文様などの質感の描き分け、檜扇の細やかな表現、蓮華を持つ右手指の的確な描写が見られ、兼平像においても、束帯の地文様、微細な金泥文様、太刀拵の鮫皮の質感表現など巧みで、高い技術をもつ専門画人の手になると推定できる。人物描写からは、17世紀土佐派の歌仙絵や「和歌三神像」等が想起され、秋草が描かれた玉照姫の裳は、土佐光成筆「新三十六歌仙図帖」（和泉市久保惣記念美術館蔵、江戸時代17世紀）所収の「小侍従」等においても近い表現が見られる。制作年代は1714年以前、画風および、1714年の時点で修復の必要があったことを考慮すると、17世紀前半の、土佐派の流れを汲むやまと絵系絵師の筆になると推測される。

伝来・備考

笠覆寺十二坊の一つとして創建された天林山泉増院は、真言宗智山派、別格本山北野山真福寺宝生院（大須観音）の末寺である。玉照姫・藤原兼平は、今日でも笠寺観音として親しまれている笠覆寺建立の逸話に関わる人物である。

『尾張名所図会』においては、笠覆寺は天平年間に十一面観音を奉る天林山小松寺として創建されたが、その後荒廃し本尊のみが朽ち残っていたところ「此辺に住みける貧女是を憐れみ奉り、己がきたる笠を脱ぎて尊像の頂に覆ひ参らせ、をりをり仏前に詣でて礼拝し祈念しけるに、ふしぎなるかな此女太政大臣基経公の三男兼平朝臣に馴れ親しみ終に夫婦の契約をぞなしたりける」とあり、その後、兼平の妻となったこの女性が寺を再興し、笠寺と名付けたという逸話が記されている（『尾張名所図会』前編卷五、天保15<1844>刊）。同書には、雨の中本尊に笠を掛ける女性（玉照姫）と、馬上で彼女に目を留める兼平

の姿が挿図として描かれており、この逸話が著名であったことを窺わせる。

泉増院には、泉増院第7世実道上人が霊夢を見てお告げと思い造らせた木像として、玉照姫、藤原兼平、弘法大師の木彫像が奉られている。玉照姫、藤原兼平はいずれも、同院では厚く尊ばれてきており、本画像はその信仰のあり方を示す貴重な事例である。現在の表装に傷みが見られることは、正徳4年に修理が行われていることも併せ考えると、数百年にわたって披見の機会が多く、地域の信仰を集めてきた証左とも言える。

7 指定理由

泉増院所蔵「玉照姫・藤原兼平中将画像」は、両幅ともに、裏面の「泉増院什物」「当院第八世良應法印 修幅之 正徳四年甲午二月廿八日」の墨書が示す通り、同院に伝来したことは明らかであり、また、制作年代が、正徳4(1714)年以前と判明することも貴重である。正徳4年に修理が行われたと理解できること、および、画風から推しても制作年代は17世紀前半に遡る可能性がある。江戸時代前期のやまと絵系人物図の遺例としても、また、地域の信仰、伝承を示す事例としても、指定文化財として後世に伝えるに相応しい作例である。

【参考画像】



玉照姫像



(裏面墨書)
玉照姫御影 泉増院什□(物カ)
當院第八世良應法印修幅之
正徳四年甲午二月廿八日



藤原兼平像



(裏面墨書)
兼平中将殿御影 泉増院什物
當院第八世良應法印修幅之
正徳四年甲午二月廿八日





名古屋市指定文化財答申書

1 名称

千手観音菩薩立像

2 員数

1 軀

3 種別

彫刻

4 所在地

名古屋市千種区城山町 1 丁目 47 番地

相応寺

5 所有者

名古屋市千種区城山町 1 丁目 47 番地

相應寺 代表役員 前野 真成

6 現状 （品質・形状・構造・大きさ・地積・由来・沿革など）

形状

垂髻の頂に仏面、天冠台上に化仏立像と十面を一行に彫り出す。十面はいずれも冠を付けて顔を丸く彫り出した簡略な造りで、目と口を描くのみとし、菩薩面や憤怒相等の別はない。頭髪は天冠台より下の正面髪際（まばら彫り）から両耳までを毛筋彫りとし、垂髻や後頭部を平彫りとする。頂上仏面の頭髪も平彫り。天冠台は帯状で無文。白毫相をあらわす。耳朶不環。上半身に条帛・天衣を懸ける。さらに両肩から両手首までを覆う布を羽織る。下半身に裙と腰布を着け、いずれも腰で折返す。裙は右前に打合わせ。胸前で合掌する。脇手は像背面左右に十手ずつ、計二十手をあらわす。うち二手は頂上仏面の上で掌を上にして組み、如来坐像を載せた、いわゆる清水型とする。うち二手は左右から正面に伸ばし、左手に錫杖、右手に宝戟を執る。うち右脇一手に月輪をもつ。両足をやや開き、左足を少し前に出して立つ。

法量（単位cm）

本 体	像 高	65.5（二尺一寸六分）	手を含む	71.4
	髪際高	54.9（一尺八寸一分）		
	髻頂一顎	13.3	頂上面一顎	17.2
	面 長	7.0	面 幅	6.8
	面 奥	8.1	耳 張	8.0
	胸 奥	9.8	腹 奥	11.4
	肘 張	20.5	裾 奥	8.2
	袖裾張	18.3	裙裾張	16.4
	足先開（内）	5.2	足先開（外）	11.0
台 座	全 高	28.8		
光 背	全 高	81.2	幅最大	36.8

品質構造

檜。割矧ぎ造り。素地・彩色。白毫水晶嵌入。宝冠および付属する左右装飾・冠繪、瓔珞付き胸飾、以上銅製、鍍金。

頭体幹部は一材から彫出し、両肩やや後方から背面を割矧ぎ、内削りをほどこす。頭部は襟から条帛の内側を通る線で割り、さらに三道下でも割首する。（頭部背面に縦に走る線があるが、左右に割った痕跡はない。）天冠台、十面、髻は頭部と共に一材で彫出する。像背面は脇手を取り付けるため一段高く彫出し、その左右に長方形の板を当てて脇手を矧ぐ。頂上仏面、左右の前膊にかかる布の半ばより先、合掌手の手首より先、両脇手のすべて、両足先に各別材を矧ぐ。さらに、脇手のうち頭上に上げた二手は手首先でも矧ぐ。像底に柄（長 9.7 cm×縦 2.0 cm×横 3.4 cm）を差込み矧ぐ。天衣遊離部も別材。

表面は素地だが、赤みのある色を薄く入れて檀像風とする。頭髮は群青彩色。眉と口髭を墨で描く。眼は瞳を墨で描いて朱で縁取る。白眼白。唇は朱彩。頭上の仏面と如来坐像は、頭髮を群青で彩色し、瞳を墨で描く。白眼白。唇は朱彩。十面の眼と唇の彩色は仏面と同様。

着衣部は、素地の上から盛上げ文様（白色〈胡粉か〉）の上から墨）を描く。条帛の縁に網代文（五崩し文）、両肩から手首までを覆う布に唐草文、裙の表に亀甲文、縁に山形文、折り返した裏に紗彩形文、腰布の表に唐草文をあらわす。盛り上げ文様のない空白に所々、墨で唐草等の文様を描く。

保存状態

合掌手、頭上で如来坐像を載せる二手および錫杖・宝戟を執る二手をのぞく脇手のすべて、脇手を矧ぐ左右長方形の板、両足先、像底の柄（「第十六番／京都清水寺」

と墨書)、宝冠・胸飾、以上後補。持物の錫杖と宝戟も後補か。宝鉢手を亡失。頭上で如来坐像を載せる二手のうち右手首の腕釧を亡失。

光背（蓮弁形挙身光、木製、漆箔）、台座（下から方座、須弥座、蓮華座。方座正面に「第十六番清水寺」の文字。木製、漆塗り、漆箔）、以上後補。

伝来

相応寺本堂内、須弥壇の向かって左脇壇上の宮殿型厨子内に安置される。相応寺は浄土宗の寺院。寛永20年（1643）、尾張藩初代藩主の徳川義直が生母相応院お亀の方の菩提のため、現在の東区山口町に12000坪の境域を定め、本蓮社眼譽吞屋上人を開山として建立された。寛永20年9月、お亀の方の一周忌に合わせて堂宇落成。以後、歴代藩主の尊崇を集めた。

昭和9年、東区山口町から現在地へ本堂、総門、山門、鐘楼等が移建された。移転先は山水景勝の地で、本堂前に京都の清水寺の舞台を模したものが造られた（戦災により現存せず）。さらに京都清水寺から秘仏千手観音像の御分身を賜り、昭和9年4月18日、観音分身奉安御開帳式が厳修されたという（1）。以来毎月18日には、観音の法要が盛大に執り行われ、戦前までは名古屋の清水寺として多くの市民が参詣されたと伝わっている（2）。このたび調査した千手観音菩薩立像は、昭和9年に京都清水寺から賜ったと伝わる像である。

註（1）昭和9年4月19日の『名古屋新聞』朝刊、および同日の『新愛知』の朝刊にそれぞれ「清水観音分身」のことが記されている。

（2）伝来の記述は、相応寺のHPに掲載の「歴史」、および相応寺のパンフレットを参照。

7 指定理由

本像は像高 65.5 cm（頭上に伸ばした両手を含めた像高 71.4 cm）、木造の素地に盛り上げ文様を施した檀像風の十一面観音菩薩立像である。

本像の特徴は、①素地に赤みを入れ、檀像を意識した像である点、さらに②素地の上から盛り上げによる大振りな文様を描く点、③顔は端正ながら、裾や腰布の折り返し部の襷を大きく反転させて賑やかにあらかわす点などである。とくに③の衣縁の反転を強調するのは南北朝時代から室町時代の仏像にみられる特徴である。しかしながら、頭部の十面や頂上仏面の彫りを省略して簡素であること、また盛り上げ文様が大振りであること、そして何より文様それ自体が南北朝時代まで遡り得ないことから、本像の制作年代は室町時代（15世紀頃）と推定される。

本像は、像底の柄に「第十六番／京都清水寺」、台座の方座正面に「第十六番清水寺」と墨書されているが、いずれも後補の材に書かれた文字である。「第十六番

清水寺」というのは、西国三十三所観音霊場の第十六番が清水寺という意味である。通常は西国三十三所の観音像を 33 体セットで作って一所に祀り、それらの像を拝むと西国三十三観音を巡礼したことになるとされ、江戸時代には大変に流行した。本像は墨書銘から西国札所 33 体セットの 1 体と思われる。ただし、本像の台座・光背は像本体よりも時代の下る江戸時代後期以降のものである。おそらく本像は、江戸時代後期頃、西国三十三観音の 1 体となり、新たに台座・光背が新調され、像本体と台座が合うように古い足柄が切られ、新たに像底に柄が差し込まれ、脇手の多くもこの時に新調されたと思われる。

ところで、愛知学院大学名城公園キャンパスの AGALS TOWER 1 階のオープンスペースには十一面観音立像がガラスケース入りで展示されているが、この観音像が相応寺像と大変よく似ているのが注目される。たとえば、木造素地仕上げで檀像風とする点、盛り上げ文様を施す点、網代文（五崩し文）がみられる点、頭上の十面を頭部と同じ一木で彫出し、菩薩面や憤怒相等の別なく簡略に造形する点、台座の方座と須弥座の形状、および方座正面に西国三十三所のうちの一寺院名（「第八番札所和州長谷寺」）を記す点も共通する。愛知学院像は来歴不明であるものの、台座銘から奈良の長谷寺由来の像ではないかと推測されている（キャプションより）。先述のとおり、この台座銘は西国三十三観音をセットで造った際の 1 体であることを示している。愛知学院像は相応寺像と大変よく似ていることから、セットの可能性もあり興味深い。

愛知学院像の出現により、相応寺像が京都清水寺から確かに移坐されたものかが重要となる。名古屋市教育委員会をとおして相応寺に尋ねたところ、相応寺には当時の記録は残っていないが新聞記事で確認できるという。そこで、昭和 9 年 4 月 19 日の『名古屋新聞』朝刊の「覚王山に盛儀二つ」の見出しの記事をみると、「清水寺から高さ三尺餘の木造千手観音の御分身を受けてまつる事となり十八日午前九時大西清水寺管主以下の付添ひで名古屋駅に到着」と記されている。また同日の『新愛知』の朝刊には「清水観音分身賑やかに入山」の見出しで、「覚王山内の相応寺でいよいよ□□な十八日から一週間京都清水観音分身奉安開帳ならびに落慶式を盛大に」行ったと記されている。以上の記事から、昭和 9 年 4 月 18 日に京都清水寺から高さ三尺餘の木造千手観音の御分身が相応寺へ運ばれ、一週間にわたり清水観音分身奉安開帳が行われたと解釈できる。愛知学院像も京都清水寺に由来する像であるのか気になるところである。

昭和 7 年、名古屋市は城山界限を京都の東山をモデルとして開発し、村名も「田代村」から「東山村」に変え、城山地区には寺院が集まってきたという。景勝の地に建てられた相応寺には京都の清水寺を模した舞台まで造られ、昭和 9 年 4 月 18 日に京都清水寺より観音分身像が移坐された。それ以後、毎月観音の縁日の 18 日には法要が行われ、多くの市民が相応寺を参詣し賑わったという（相応寺 HP の「寶

亀山相應寺縁起」より)。相応寺の千手観音像は本来愛知県に伝わった像ではないが、昭和 9 年に京都清水寺から賜った由緒が知られ、近代名古屋の歴史や信仰を考えるうえで重要な像といえよう。



右斜側面



背 面



右側面



左側面



頭部正面



頭部背面



頭部右側面



頭部左側面



像底 1



像底 2



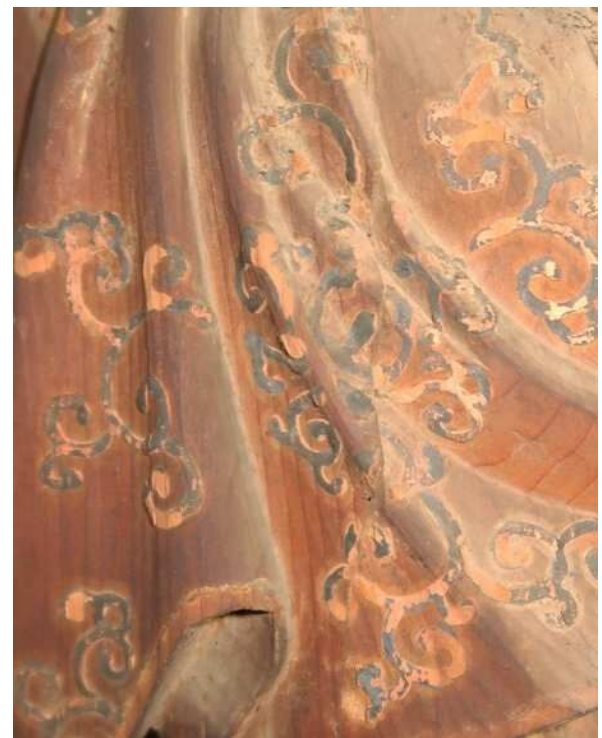
下半身（部分・右斜側面）



下半身（部分・左斜側面）



着衣文様 1



着衣文様 2

名古屋市指定文化財答申書

1 名 称

相応寺本堂・総門・山門

2 員 数

本堂 1棟

総門 1棟

山門 1棟

3 所在の場所

名古屋市千種区城山一丁目47番地

相応寺

4 所有者の氏名又は名称及び住所

宗教法人 相応寺 代表役員 前野真成

名古屋市千種区城山一丁目47番地

5 構造、形式、床面積、高さその他大きさを示す事項

本堂：桁行7間、梁間9間（背面中央に張り出した位牌堂は後補）、一重、入母屋造、棧瓦葺、前面に一間四方の向唐破風の向拝、一軒疎垂木、正面及び東面落縁、妻飾は二重虹梁大瓶束、上下虹梁間に大蔓股を置く。

建築面積：592.52㎡（桁行24.65m、梁間22.78m 付向拝23.19㎡）

総門 桁行3間、梁間1間、単層、三間一戸薬医門、西脇の間に潜り戸、切妻造、本瓦葺（寺伝によれば創建時は柿葺）、本柱から出る女梁に斗と実肘木を載せてその上の男梁を支える、軒は一軒疎垂木。

建築面積：27.41㎡（桁行7.49m、梁間3.66m）

山門 桁行3間、梁間2間、単層、三間一戸八脚門、正背面に軒唐破風付き、入母屋造、棧瓦葺（寺伝によれば創建時は柿葺）、斗組は出組を用い、軒は二軒繁垂木。

建築面積：43.76㎡（桁行8.93m、梁間4.90m）

6 建築の年代又は時代

本堂：寺伝にて寛永20年（1643）創建と伝わり、『尾張名所図会』や昭和7～9年（1932～1934）にかけて東区山口町から移築された際の棟札にも同様の記載が確認できる。

総門：寺伝により本堂と同じく寛永年間に建立されたとされる。

山門：寺伝により本堂と同じく寛永年間に建立されたとされる。

7 創建及び沿革

相応寺は、寛永19年(1642)に尾張藩主・徳川義直が母であるお亀の方(相応院)の菩提を弔うために、現在の東区山口町に建立された。山号は宝亀山、浄土宗鎮西派の寺院で、境内はおおよそ1万坪を超える名刹であったが、昭和初期の名古屋市の都市計画によって地域の発展のため、地域からの要請、徳川家からの助言を受けて当時の住職の決断により、昭和7年(1932)境内地の移転が決定され、昭和9年(1934)に総門、山門、本堂、鐘楼、書院の現在地への移建が完了した。元の伽藍配置は、総門、両側に塔頭が建ち並ぶ長い馬場、山門、そして本堂と一直線上に配されていたが、移転後の境内は丘陵地であり、その山腹を利用した立体的な伽藍へ再構成された。当時周辺の城山地区では京都・東山をモデルとしたまちづくりが計画されており、移建当初の相応寺本堂は前面に懸造の舞台(戦災により現存せず)を設け、京都の清水寺を模した造りとなっていた。駿河御殿あるいはお亀御殿と呼ばれた書院は、寛文2年(1662)に駿河から移された建築であったと伝わるが、昭和34年(1959)の伊勢湾台風により被害を受け、その後解体された。

移建を経てなお現存する建物は、いずれも寛永年間の寺院建築の特徴を現代に伝える貴重な建築群である。また、伽藍建物の構成は、創建当時の様相は失われているものの近代において寺勢の再興を目指し改良された跡を伝えるものである。

8 その他参考となるべき事項

- (1)『尾張名所図会』(天保12年-1841-頃) 幕末期の伽藍の様相を伝える
- (2)『名古屋市の近世社寺建築』名古屋社寺建造物調査会編、名古屋市教育委員会発行
(昭和57年3月31日)p.75～
- (3)『名古屋の史跡と文化財(新訂版)』名古屋市教育委員会発行(平成10年)p.152～
- (4)『愛知県史 別編 文化財1 建造物・史跡』愛知県史編さん委員会編、愛知県発行
(平成18年3月31日)p.30～

9 指定理由

本堂は、桁行7間、梁間9間(背面1間は下屋)で、梁間方向の手前3間を外陣、奥4間を内陣とし、四周に広縁(正面及び東面を広く取る。ただし、東面は居室に改修されている)を設ける。

正面には一間四方の向唐破風の向拝を取り付ける。向拝柱は角柱、柱頭に繋ぎ梁を挿し、斗拱、水引虹梁を載せ、その上に彫刻付きの墓股を置く。木鼻・斗拱には独特な形状の繰形、虹梁鼻・破風板鼻にも繰形を施し、拝みに兎の毛通しを吊る。主屋の内陣周りと脇の間前面に丸柱・斗拱を用いる他はすべて面取角柱として内法長押を廻らしてその上を小壁としており、外廻りでも向拝を除いて斗拱を用いておらず邸宅風意匠の堂となっている。正面では中央間の戸口は柱間を広くして戸を4枚・障子を2枚入れ、その他の各柱間は戸を2枚・障子を1枚入れる。外陣と広縁との境は現在開放されているが、幅を広く取って内法を高くした正面中央間では楣・方立・藁座が遺り、その他の柱間では方立が立てられるなどの痕跡より、それぞれ棧唐戸・蔀戸を吊っていたことが分かる。内陣周りと脇の間前面には粽付丸柱を用い、内法長押・頭貫・台輪を廻して柱上には拳鼻付きの出組斗拱を置き、中備には墓股を用いる。長押と頭貫の間には、内陣正面中央間には彫刻欄間、その他では中央に小彫刻を嵌めた箴欄間を用いる。

内陣周りと位牌の間前面(内陣正面中央間及び位牌の間前面は痕跡のみ)は中敷居の結界が設けられ、現在開放されている内外陣境には敷居(内陣中央は中敷居)が遺ることから建具が入れられていたことが分かる。位牌の間前には虹梁を架けて両端を絵様挿肘木で支え、中央に板墓股を載せて蟻壁長押を受ける。外陣及び脇の間外周りにも蟻壁長押を廻し、蟻壁上に外陣は格天井、脇の間は棹縁天井を張る。位牌の間には位牌壇を置く。内陣では来迎柱上から脇仏壇前面にかけて内陣周り同様に頭貫・台輪・斗拱を用い、天井は折上げ格天井を張り、来迎柱前に禅宗様須弥壇を置く。須弥壇及び脇仏壇、さらに脇仏壇上部の小壁には内陣正面と似た彫刻が用いられている。内陣周りや脇の間前面は漆塗り、金箔押し、彩色等によって華麗に荘厳されている。

以上の通り、本堂内部にみられる意匠、精緻な彫刻からは寛永期の建築の特徴がよく読み取れる優れた遺構である。また、外観と内部で邸宅風と仏堂風の各要素が混在する点、結界を廻らす内部の空間構成など、当地における浄土宗本堂の発展を知る上で重要な遺構といえる。

総門は、伽藍正面に構えるにふさわしい木太く、安定感のある三間一戸薬医門である。本柱から出る女梁、その上に載る斗で支えられる実肘木、さらにその上の男梁、いずれも端部に特徴的な絵様繰形が施され、破風先及び垂木鼻先にも絵様繰形を付ける。男梁は4本の柱上と中央の計5通りに架けられ、背面では面取角柱の控柱に載る太い野梁で支えられる。男梁上には板天井を張る。妻では、男梁上に大瓶束を2本立て、大斗実肘木で桁と虹梁を支え、さらにその上も同様に棟木を受ける。破風の拝みと降りに鰭付きの蕪懸魚、猪目懸魚を吊る。この門の建立時期の特徴をよく示す力強い絵様繰形が多数施されており、またほぼ同年代の建中寺総門(慶安5年(1652)、名古屋市指定文化財)とも似た特徴を多く有している。

山門は、単層で規模もさほど大きくないが抑制のきいた適度な装飾が施されている。柱はすべて

丸柱で正背面中央間を除き飛貫・頭貫を通し、頭貫の端部には木鼻を付ける。正背面中央には虹梁を架け、その両端を挿肘木と実肘木で支える。柱上には出組斗拱を載せ、外側は支輪を用いて、内側は出桁上に組入天井を張る。現状では正背面脇の間以外の中備には臺股を入れ、梁行の内部頭貫上にも通肘木を支える板臺股を置く。正背面中央間では出組からさらに肘木を出して菖蒲桁を支え、その間に茨垂木を掛けて唐破風とする。虹梁・その下の肘木・頭貫端部木鼻の絵様繰形や、唐破風の兎の毛通しの意匠・形状に総門や本堂との類似点が指摘できる。

以上の3建物は、移築を経て伽藍配置も変えられてはいるが、建築形式については『尾張名所図会』に描かれた姿と大きく変わることなく現存しており、経年劣化はあるものの後補の改変も比較的少なく、特に意匠面で伝統的建造物の歴史性をよく伝えている。

以上を総合して、これらの建物を文化財として指定することは、名古屋市の歴史文化を継承することにより大いに寄与することとなる。